様式第十一の十一中「(同条第25項」を「(同条第30項」に改める。

様式第十一の十一及び様式第十七の十一中「施行規則第１条第26項第３号」を「施行規則第１条第31項第３号」に改める。

様式第十五中「施行規則第12条第11項の規定による」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第11項の規定による」に、「(の規定」を「(施行規則第６条第２項の規定」に改め、様式第十五備考④中「第１号」を「施行規則第６条第２項第１号」に改め、様式第十五備考⑤中「第６条第２項」を「施行規則第６条第２項」に改める。

様式第十六中「施行規則第12条第37項の規定による」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第37項の規定による」に改める。

様式第十七中「施行規則第13条第２項の規定」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第２項の規定」に、「法第12条第１項の認定に係る贈与」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「法」という。）第12条第１項の認定に係る贈与」に改める。

様式第十七の十一中「施行規則第13条第７項の規定」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第７項の規定」に、「特別関係者に対する」を「特別関係者（施行規則第１条第30項に掲げる者をいう。以下同じ。）に対する」に改め、「(同条第25項に掲げる者をいう。)」を削る。

様式第十七の十一中「施行規則第13条第10項の規定」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第10項の規定」に、「(施行規則第１条第25項に掲げる者をいう。)」を「(施行規則第１条第30項に掲げる者をいう。以下同じ。)」に改める。

様式第十八及び様式第十九中「施行規則第13条第12項の規定」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第12項の規定」に改める。

様式第十九の十一中「施行規則第13条第14項」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第14項」に改める。

様式第十一十から様式第十一十の六まで中「法第12条」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条」に改める。

様式第十一十の十一記載要領③中「２　規則」を「２　施行規則」に改める。

様式第十一十の五中「３　規則」を「３　施行規則」に改める。

様式第十一十の六「２　規則第13条の２」を「２　施行規則第13条の２」に、「３　規則第13条の２」を「３　施行規則第13条の２」に改める。

様式第十一十の七及び様式第十一十の八中「施行規則第13条の２第４項」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条の２第４項」に改める。

様式第十一十の九中「施行規則第13条の２第６項」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条の２第６項」に改める。

様式第十一十一中「施行規則第17条第２項の規定」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第17条第２項の規定」に改める。

様式第十一十一の十一中「施行規則第17条第３項の規定」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第17条第３項の規定」に改める。

様式第十一十一の十一中「施行規則第17条第４項の規定」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第17条第４項の規定」に改める。

様式第十一十一中「施行規則第17条第５項、第18条第10項又は第18条の２第３項の規定による確認書」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第17条第５項、第18条第10項又は第18条の２第３項の規定による確認書」に改める。

様式第十一十一中「施行規則第17条第５項、第18条第10項又は第18条の２第３項の規定による確認をしない旨の通知書」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第17条第５項、第18条第10項又は第18条の２第３項の規定による確認をしない旨の通知書」に、「第18条の２第２項」を「第18条の２第３項」に改める。

様式第十一十四中「施行規則第18条第５項の規定による」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第18条第５項の規定による」に改める。

様式第十一十四の十一中「施行規則第18条第６項の規定による」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第18条第６項の規定による」に改める。

様式第十一十四の十一中「施行規則第18条第９項の規定による」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第18条第９項の規定による」に改める。

様式第十一十四の四中「施行規則第18条の２第２の規定による」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第18条の２第２項の規定による」に、「第18条第２項」を「第18条の２第２項」に改める。

様式第十一十五中「施行規則第19条第３項の規定による」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第19条第３項の規定による」に改める。

様式第十一十六中「施行規則第19条第４項」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第19条第４項」に改める。

様式第十一十八及び様式第十一十九中「施行規則第20条第14項」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第20条第14項」に改める。

附　則

１　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

２　この省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。